

二輪車リサイクル管理票（廃棄二輪車取扱店専用）

この管理票は、下記の廃棄二輪車取扱店以外では使用できません。

廃棄二輪車取扱店	コード	電話番号

- ・二輪車リサイクルシステムとは
参加事業者が国内に販売した二輪車が廃棄二輪車となった際、適正に処理再資源化を行う目的で自主的に運営するリサイクルシステムです。
- ・二輪車リサイクル管理票とは
当システムにて回収した廃棄二輪車をその製造事業者等が処理再資源化するために必要な管理伝票です。
ご使用前に、裏面の約款を必ずお読みください。
廃棄二輪車の所有者が事業者の場合は産業廃棄物となりますので、別途「事業者収集運搬依頼管理票」の交付が必要となります。

※廃棄二輪車とは、所有者が廃棄を決め廃車手続きが完了した二輪車です。

二輪車リサイクルシステムのながれ

受付手続きには、廃棄二輪車の所有者がわかる書類が必要となります。
廃車手続きがお済みの車両は
・廃車申告受付書（原付自転車）
・軽自動車届出済証返納済確認書（軽二輪）
・自動車検査証返納証明書（小型二輪）
をご持参ください。
廃車手続きがお済みで無い場合は、廃棄二輪車取扱店にご相談のうえ廃車手続きをお済ませ下さい。

廃車手続き等



廃棄二輪車 排出者持込み



受付手続き



運搬



広域認定制度（環境省）



注意事項

排出者（廃棄二輪車を持ち込まれた方）の本人確認が必要となります。
運転免許証または健康保険証等本人確認が行なえる証明書類を必ずご持参ください。

産業廃棄物収集運搬業者に廃棄二輪車の収集・運搬を委託し、廃棄二輪車取扱店に持ち込むことはできません。

競技用車両、個人の土地に放置された車両及び書類不備車両の廃棄については、事前確認が必要となりますので二輪車リサイクルコールセンターにお問い合わせください。

この「表紙（裏面約款）」は「排出者控」とともに大切に保管してください。

二輪車リサイクルシステム （環境省・広域認定制度） 参加事業者一覧（コード）	
本田技研工業 (100)	
ヤマハ発動機 (110)	
スズキ (120)	
川崎重工業 (130)	
成川商会 (140)	
MV AGUSTA JAPAN (150)	
Piaggio Group Japan (160)	
福田モーター商会 (170)	
イーケーエー (180)	
プレストコーポレーション (190)	
ブライト (200)	
トゥカティジャパン (210)	
ビー・エム・ダブリュー (220)	
トライアンフ・ジャパン (230)	
エムス商会 (240)	
伊藤忠オートモビル (250)	

各社取り扱いブランドは本管理票最終頁に記載
各社広域認定番号等はJARCホームページにて掲載

管理票取扱元
（社）全国軽自動車協会連合会
二輪車リサイクル管理票の
お取り扱いに関する問い合わせ先
公益財団法人自動車リサイクル促進センター内
二輪車リサイクルコールセンター
（TEL03-3598-8075）